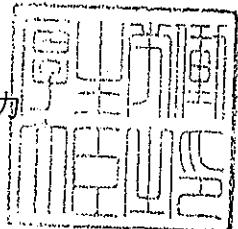


厚生労働省発食安第0805002号
平成15年8月5日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が特定保健用食品についての安全性の審査を行おうとするときは貴委員会に意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合はその内容がら同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると理解してよろしいか。

記

既に許可されている特定保健用食品等（以下「既許可特定保健用食品等」という。以下同じ。）と明らかに同等であり、新たに食品健康影響評価が必要でない場合として次に掲げるもの

- ① 既許可特定保健用食品等と商品名又は申請者のみ異なるもの
- ② 既許可特定保健用食品等と風味（香料、色素等）のみ異なるもの
- ③ 既許可特定保健用食品等と1日当たりの関与成分の摂取量の変更がないもの、又は減じたもの